

和水町立学校における働き方改革推進プラン
(第2期)

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年4月
和水町教育委員会

目次

I	プラン改訂に当たって	1
1	プラン改訂の趣旨	
2	プランの期間	
3	プランの対象	
II	現状と課題	2
1	全般的事項	
2	6つの方針における現状と課題	
III	方針	6
IV	学校の働き方改革に関する目標	7
1	基本目標	
2	評価指標	
V	目標達成に向けた取組	9
1	人材の確保・活用	
2	業務の削減・効率化	
3	教職員の意識改革	
4	勤務時間の適正管理等	
5	保護者等の理解促進	
6	教職員の健康サポート	
VI	プランの推進	11

I プラン改訂に当たって

1 プラン改訂の趣旨

- ・ 少子化・人口減少、急速な技術革新、グローバル化等の地球規模の課題など将来の予測が困難な社会の中で、子供たちが抱える課題も複雑化・困難化しているとともに、グローバル人材の育成やG I G Aスクール構想の進展など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく子供たちを育成するため、その子供たちを最前線で支える教職員の健康を守り、ウェルビーイングを高めることが重要です。
- ・ 和水町においては、令和5年度に策定した「和水町立学校における働き方改革推進プラン（以下、「プラン」という。）」に基づき、業務削減や人材確保等の取組を行ってきましたが、月の時間外在校等時間が目標値以内の教職員の割合は、プラン策定時の数値に比べ一部改善したものの、目標達成には至りませんでした。
- ・ 学校現場の業務の見直しや負担軽減の取組を促進し、教職員の長時間勤務の改善や労働安全衛生管理の徹底、人材確保の取組など、今後も更なる働き方改革を進めていく必要があります。
- ・ こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画を定めます。

2 プランの期間

- ・ 本プランの期間は、「第1期和水町教育振興基本計画」の期間と合わせて、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

3 プランの対象

- ・ 町立学校の服務監督権者として実施する、町立学校の働き方改革の促進に関する方針、取組

Ⅱ 現状と課題

1 全般的事項

本町では、令和5年度に策定したプランに基づき、学校の働き方改革を進めてきました。

プランにおいては、目的を達成するため6つの方針を定め、方針に沿った取組に係る評価指標や具体的な取組を定め、働き方改革を推進してきたところです。

プランで設定している町立学校の評価指標全13項目のうち、令和6年度において8つの指標が達成となりました。また、3つの指標については、目標達成には至りませんでした。策定時の数値より改善しました。未達成の項目については、改善が急務です。

《表1：現プランにおける評価指標の達成状況》

方針		評価項目		目標	策定時の数値	R6年度実績	達成状況(※)
1	勤務時間の適正管理等	(1)	月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合	75.9%	69.2% (R4年度)	70.6%	○
		(2)	年の時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合	62.5%	49.2% (R4年度)	34.4%	△
2	教職員の意識改革	(3)	教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数	16.4日	14.8日 (R4年度)	15.0日	○
		(4)	学校閉庁日を4日以上に設定している学校の割合	100%	100% (R4年度)	100%	◎
		(5)	ノー残業デーを設定した学校の割合	100%	75% (R4年度)	100%	◎
		(6)	学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定した学校の割合	100%	25% (R4年度)	100%	◎
3	人材の確保・活用	(7)	ボランティアなどを活用した学校の割合	100%	100% (R4年度)	100%	◎
4	業務の削減・効率化	(8)	教務支援システム(児童生徒の出欠・成績管理等)の活用をしている学校の割合	100%	- (R4年度)	100%	◎
		(9)	留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校の割合	100%	75% (R4年度)	100%	◎
		(10)	部活動指針・部活動方針に沿った活動時間や休養日を確保している中学校の割合	100%	100% (R4年度)	100%	◎
5	保護者等の理解促進	(11)	保護者へ学校情報の積極的な提供を行っている学校の割合	100%	100% (R4年度)	100%	◎
		(12)	学校運営協議会やPTA総会等における働き方改革取組状況の報告を行っている学校の割合	100%	50% (R4年度)	75%	○
6	教職員の健康サポート	(13)	ストレスチェックにおける健康リスク(総合)値	-	- (R4年度)	80.6	-

※◎：目標を達成 ○：概ね達成(目標達成には至らなかったが、プラン策定時より改善) △：未達成

2 6つの方針における現状と課題

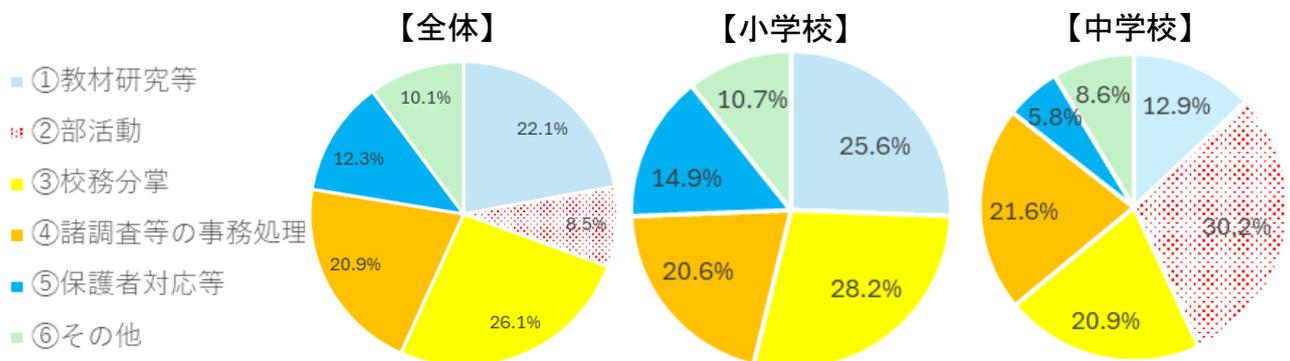
方針1 勤務時間の適正管理等

【これまでの主な取組】

- 令和5年8月に策定したプランにおいて、時間外在校等時間の上限を設定
- 全町立学校に出退勤管理システムを導入

- ・ 出退勤管理システムの導入により時間外在校等時間が可視化され、業務見直しの機運醸成につながりました。
 - ・ いわゆる過労死ラインと言われる月80時間を超える教職員の割合も一定程度存在していることから、改善が急務です。
 - ・ 時間外勤務にかかる主な理由の内訳を見ると、小学校では「校務分掌」「教材研究等」「諸調査等の事務処理」の順に割合が高くなっています。なお、小学校では「部活動」がないため0%となっています。
- また、中学校では「部活動」「諸調査等の事務処理」「校務分掌」の順となっており、とりわけ、部活動が全体の3割を占めていることから、部活動の見直し等も含めた検討が必要です。
- 全体的に見ると「校務分掌」「諸調査等の事務処理」が共通して高い割合を占めているため、ICTの活用等を含めた業務効率化について検討が必要です。

《参考：時間外勤務にかかる主な理由》



方針2 教職員の意識改革

【これまでの主な取組】

- 学校評価の評価項目に業務改善や働き方改革に関する項目を設定
- 年休取得促進、学校閉庁日・ノー残業デーの設定、部活動休養日の徹底
- 校長会等において超過勤務に係る調査の結果等を周知

- ・ 町立学校において学校評価の評価項目に業務改善や働き方改革に関する項目を設定し、意識改革を図りました。
- ・ 年休取得促進を図ったことにより取得日数は策定時から拡大し、プラン策定時より改善しました。

方針3 人材の確保・活用

【これまでの主な取組】

- 町任用による特別支援教育支援員や学習支援員等の配置
- 教員業務支援員の活用
- ICT支援員等の外部人材による業務支援
- ボランティアの活用による登下校時の見守りや、読み聞かせ等の実施
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育相談員等の専門スタッフ等による負担軽減

- ・ 支援が必要な児童生徒の状況は多様であるため、人員の確保は不可欠です。引き続き、人材等の確保に努める必要があります。
- ・ 令和7年度、小学校体育科授業に専門性の高い指導者を派遣する事業を試行的に実施し、教職員から「指導の参考になった」「負担が減った」等の意見がありました。今後も支援を必要と感じている意見が多いことから、事業の継続について検討する必要があります。

方針4 業務の削減・効率化

【これまでの主な取組】

- ICTを活用した情報共有、オンライン会議等の環境整備、保護者連絡ツールの更改等
- 各学校における学校行事の精選・見直し
- 部活動指針・方針の徹底等
- 休日部活動の地域展開推進

- ・ ICTを活用した取組（オンライン会議、ペーパレス化、システムの導入など）を積極的に進めてきました。
- ・ 令和10年度には次期校務支援システムが本稼働となる予定であることから、システム更改に向けて準備を進める必要があります。

方針5 保護者等の理解促進

【これまでの主な取組】

- 働き方改革の取組状況等を保護者等へ情報発信
- 地域学校協働活動推進員の配置

- ・ 学校閉庁日の設定等の働き方改革に関する取組を保護者へ周知しました。
- ・ 地域学校協働活動推進員を通じ、学校と地域ボランティアのマッチングを行いました。

【これまでの主な取組】

- 教職員向けストレスチェックの実施
- 公立学校共済組合が実施する各種健康相談等の案内

- ・令和6年度より教職員向けストレスチェックを実施しました。職場環境によるストレスは少ない傾向にあるものの、高ストレス判定者の割合が1割超あることから、心理的負担軽減を図っていく必要があります。

Ⅲ 方針

未来を担う子供たちの育成に向け、その子供たちを最前線で支える教職員のウェルビーイングの向上を図る

将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成するため、その子供たちを最前線で支える教職員の健康を守るとともに、ウェルビーイングの向上を実現していきます。

これまでの学校の働き方改革の取組や現状等を踏まえ、次の6つの方針のもと、更なる業務の見直しや負担軽減の取組を促進し、長時間勤務の是正を図っていきます。

方針1 人材の確保・活用

- ・教員を支援する人材の確保・活用による教員の業務負担軽減を進めます。

方針2 業務の削減・効率化

- ・校務DXを進め、既存業務等について更なる業務削減・見直しを進めます。

方針3 教職員の意識改革

- ・前例や慣例にとらわれず現在の業務を改めて見直し、削減可能な業務の洗い出しや精選を進めるための意識改革を進めていきます。
- ・休暇等の取得促進について管理職を中心に推進するとともに、一斉に休む学校閉庁日等に加え、休暇や勤務時間を意識・管理する働き方の意識改革を進めます。

方針4 勤務時間の適正管理等

- ・令和5年度に策定した上限方針に基づく適正な勤務時間の管理を徹底し、長時間勤務の解消のための取組を進めます。

方針5 保護者等の理解促進

- ・保護者・地域等の理解を深める取組を推進します。

方針6 教職員の健康サポート

- ・学校の労働安全衛生管理の必要性等を周知徹底し、安心して働ける職場づくりへの取組を推進します。

IV 学校の働き方改革に関する目標

本プランに基づき、和水町の公立学校における働き方改革に関する施策を推進するため、以下のとおり目標及び評価指標を設定します。

1 基本目標

(1) 教職員のウェルビーイングの向上

教職員が心身ともに健康で、日々の生活や仕事を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを向上し、熱意を持って働き続けられる環境を整えていきます。

(2) 更なる時間外在校等時間の縮減

現プランに引き続き、時間外在校等時間の縮減に資する取組を進めます。なお、推進に当たっては、時間外在校等時間の縮減自体が目的化しないよう、働き方改革を行っていく必要があります。

2 評価指標

方針	指標	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
人材の確保・活用	①授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている学校の割合	① 100% (4 / 4校)	① 100%
	②支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている学校の割合 【文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」】	② 100% (4 / 4校)	② 100%
業務の削減・効率化	①次世代型校務支援システムを導入している学校の割合 【文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェ	① 0%	① 100%

	<p>ックリスト（学校・教育委員会の自己点検）】</p> <p>②全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている中学校の割合</p> <p>③休日の部活動の段階的な地域展開に取り組んでいる学校の割合 ※休日部活動を廃止している学校を除く</p>	<p>② 100% (2 / 2校)</p> <p>③ 100% (1 / 1校)</p>	<p>② 100%</p> <p>③ 100%</p>
教職員の意識改革	<p>教職員一人当たり年次有給休暇平均取得日数</p> <p>【文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査】</p>	15.0日／年	17.0日／年
勤務時間の適正管理等	<p>①時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員※1の割合</p> <p>②時間外在校等時間が月45時間以内となる教育職員※2の割合</p>	<p>① 70.6%</p> <p>② 68.7%</p>	<p>① 85.0%</p> <p>② 85.0%</p>

※1 教職員 管理職及び事務職員を含む全ての職員

※2 教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員）

V 目標達成に向けた取組

目標達成に向け、プランの方針に基づき次の取組を進めていきます。

※県が実施する支援を活用する取組を「(県)」、町が直接実施する取組を「(町)」と標記

1 人材の確保・活用

次の支援人材の確保・拡充等、活用の充実を図ります。

- ・教員業務支援員 (県)
- ・スクールソーシャルワーカー (県)
- ・スクールカウンセラー (県)
- ・特別支援教育支援員 (町)
- ・学習支援員 (町)
- ・司書補助員 (町)
- ・学校教育指導員 (町)
- ・校務支援員 (町)
- ・教育相談員 (町)
- ・ICT支援員 (町)
- ・その他の外部人材等 (県・町)

2 業務の削減・効率化

(1) 校務DXの推進

- ・校務支援システムの見直し(次世代型校務支援システムの導入) (県・町)
- ・町立学校の校務に係るシステム・ソフト導入等による効率化 (県・町)
- ・生成AIを活用した校務改善 (県・町)

(2) 部活動改革の促進

- ・休日の中学校部活動の地域展開推進 (県・町)
- ・適正な数の部活動設置通知の徹底、複数顧問制の推進 (県・町)
- ・部活動指針・方針及び、休養日の徹底 (県・町)

(3) その他業務削減・効率化等の取組

- ・学校への文書の精選・削減 (県・町)
- ・学校又は教師の業務の3分類に基づく業務見直し等の推進 (県・町)
- ・学校行事の精選・重点化 (県・町)

3 教職員の意識改革

(1) 民間活力による働き方改革支援の活用

- ・学校の働き方改革支援アドバイザーの活用 (県・町)

(2) 先進的な取組の普及

- ・先進事例等の情報提供 (県・町)

(3) 休暇等を取得しやすい職場づくり

- ・学校閉庁日、ノー残業デー、部活動休養日の取組促進 (県・町)
- ・年休の取得促進 (県・町)
- ・男性の育児休業等取得促進取組の徹底 (県・町)

4 勤務時間の適正管理等

(1) 客観的な勤務時間の把握の推進、適正管理の徹底

- ・ 土日等も含めた I C カード等による客観的な勤務時間の把握、適正管理（県・町）
- ・ 持ち帰り業務防止の徹底（県・町）

(2) 休憩時間等確保徹底の取組

- ・ 休憩時間確保に係る管理職等への周知徹底（県・町）
- ・ 休憩時間の適正な付与（県・町）

5 保護者等の理解促進

- ・ 学校運営協議会、P T A 等への働き方改革の取組の積極的提供（県・町）
- ・ 総合教育会議等における首長部局等との情報共有・取組の推進（県・町）
- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進体制づくりに向けた支援、地域学校協働活動推進員の配置支援（県・町）
- ・ 各種団体への登下校時の通学路における日常的な見守り活動の協力依頼（県・町）

6 教職員の健康サポート

- ・ 面接指導医による保健指導の充実、ストレスチェックによる健康リスクの把握推進（町）
- ・ 公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス相談・メンタルケアサポートの周知（県・町）
- ・ 労働安全衛生法の周知徹底（県・町）
- ・ 各種相談窓口（ハラスメント等）の周知徹底、管理職・相談員等の研修受講による体制強化（県・町）

VI プランの推進

- ・ プランを着実に推進するため、毎年度、「和水町総合教育会議」において、プラン方針に沿った取組に係る評価指標の達成状況や具体的な実績、課題を整理・検証し、今後の方針と併せて公表します。
- ・ 町立学校の服務監督権者として、域内の学校の勤務時間の適正管理を行うとともに、働き方改革に係る方針等に基づき、取組を推進します。
- ・ 各学校は、管理職のリーダーシップのもと、学校評価の評価項目に各校の実状に応じた働き方改革に係る具体的目標や方策を設定し、衛生委員会等を活用した取組の検証や時間外在校等時間の平準化等を進めるとともに、その結果を学校運営協議会や PTA 総会等に報告するなど積極的に情報共有を行い、連携・協働して取組を進めます